

(処方せん)一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。

現在、一部医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

そのため当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名(商品名)の記載に代えて、一般的名称(有効成分の名称)を記載した「一般名処方」を行っています。

「一般名処方」により医薬品が供給不足になった場合でも患者さんに治療上必要な医薬品を提供しやすくなります。

なお、「一般名処方」を行った場合には、【一般名処方加算】として、処方せんの交付1回につき下記の保険点数が追加算定されます。

●一般名処方加算 10点

後発医薬品がある全ての医薬品(2品目以上ある場合)を一般名処方した場合

●一般名処方加算 8点

1品目でも一般名処方されたものが含まれている場合

令和6年10月より、後発医薬品のある長期収載品(先発医薬品)を患者さん自らが選択した場合には、後発医薬品との差額の4分の1相当額を自己負担(保険適用なし)していただくことになりました。

ご不明な点は、職員までお問合せ下さい。

令和6年10月1日
池袋西口病院